

令和4年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 大岡山 学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	運営指針に従い、子どもの健全な育成と遊び及び生活支援を行った。それらを行うために創意工夫し、質の向上と機能の充実に努めた。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	放課後、保護者が就労等により家庭で保育できない子どもの居場所として、子どもたちが主体的に取り組める遊びを多く取り入れた。それぞれの発達段階を踏まえ、生活の場を与えた。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境整備に取り組んだ。安全に配慮しながら子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように、また、基本的な生活習慣である挨拶・手洗い・学習を習慣化できるように促した。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	保護者は、大岡山学童の運営について面談、手紙を通じ、理解、協力していただくことができた。学校とは、コロナ禍であったので、電話、手紙、メールを通じて連携した。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	支援員は各々が、計画、子どもたちを迎えるための準備を精力的に行った。子どもたちの気持ちに寄り添い、支援できたと思う。また、研修等で自己研鑽に励み、育成支援に当たった。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	支援員は、子どもの人権に十分に配慮し育成にあたっている。子どもに身体的、精神的苦痛を与えていない。何かあった時も、子どもの気持ちを大切に、子どもの意見を聞き、話し合いで解決している。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	職員は、保護者が、労働等により居間家庭にいない子どもの放課後において、地域社会の中で育成支援を行った。子どもや保護者の人権に十分配慮し、秘密義務の徹底、個人情報保護等に取り組むことができた。保護者と信頼関係の構築に努めた。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	日頃より要望について、保護者と連携をとり、相談迅速に誠実に対応できたと思う。法人で苦情解決対応の仕組みが整っている。施設の相談窓口等更にお知らせしていきたいと思う。ご意見BOXの設置もしている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	施設内で、毎日、業務確認のためのショートミーティングと月に一度の支援員全体会議を行い、毎月の行事・毎日の育成について意見を出し合い、共有し、支援員全員で上げてきた。また、施設長は、民営連絡会に出席し目黒区内学童と情報等を共有した。
	(2)研修等	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○	令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上と改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	児童期の発達過程を理解するために施設内研修、外部研修、法人研修に参加し自己研鑽に励んだ。個々の子どもたちの理解を行い、子どもたちの気持ちを大切に家庭と連携し、支援にあたった。支援児については、目黒区スーパーバイザー巡回、法人臨床心理士巡回時相談させていただき育成につなげた。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	子どもたちが自ら進んで、学習に来れるよう、イベント、工作等を行い、役目も与え、達成感を体感できるようにした。また、子どもたちのリクエスト玩具や本も購入した。友だち同志で遊ぶよう、毎日、働きかけをし、子どもたちの目線になって話を聞いた。保護者が安心して預けられるように、連絡帳や手紙で状況を発表した。
	(2)育成支援の留意点	○	集団生活をする上でのルールを子どもたちが守り、穏やかな生活ができた。子どものトラブルが起きた場合は、保護者にも連絡相談し、協力していただいた。環境整備を整え、安全に過ごせるようにした。子どもたちが楽しく食べられるメニューを考えた。食品成分について、毎日二人以上読み合わせ確認した。アレルギー対応は、保護者と常に連携し、おやつを提供した。けが等の際は保護者へ連絡し、速やかに対応した。災害に備えて毎月、訓練を行った。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たった留意点	○	障害のある子どもの育成支援に当たった留意点を理解し、育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たった留意事項	○	特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。
	(2)保護者からの相談への対応	○	保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○	毎月のおたよりにより、学童の予定、お願いしたい事、学童の状況をお知らせした。夏休みの様子を写真付きお手紙でお知らせし、様子をわかっていたいただく工夫をした。個人面談でご要望を伺い連携を大切にしていた。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	子どもが学童での生活の見通しができるようにスケジュール表を置いている。生活スケジュールが変わる時は、事前に保護者に手紙配布した。子どもたちが主体的に遊び学べ、安心安全に過ごすために、環境整備をし、今年度は消毒や換気を繰り返し行った。保護者と連携をとるよう心掛けた。おやつも子どもの嗜好や体調を考慮して提供した。
		(2) 運営に関する業務	○ 運営に関する業務を実施している。	○	業務の実施状況に関する日誌(子どもの出席率、職員の勤務に関する状況等)を記録し、月に一度の職員全体会議や毎日のショートミーティングを行った。おやつや発注購入をした。環境整備、消毒、換気を行った。保護者と連携を密にした。学校との連携をとった。
13	学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	手紙のやりとりやメールにて情報交換をした。また、ランドセル広場が再開となったからは、ランドセル広場担当の方と連携をとった。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	昨年度、学校との会議で個人情報や秘密保持について確認し、今年度も継続している。
14	保育所、幼稚園等との連携		○ 情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	—	コロナ禍で交流はまだ連携はできなかった。
15	地域、関係機関との連携		○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	—	施設1階のいこいの家と常に連携をとった。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校の校庭を使用するにあたって、ランドセル広場担当の方の指示に必ず従って校庭を使用した。
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	今年度、コロナウイルスの影響で児童館は使用しなかった。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
17 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	子ども職員も手洗い、うがい消毒を徹底した。施設内で頻りに使用する所は一日に何度も消毒した。換気も時間おきに行った。子どもたちは、全員一方向を見て座り、2人座りの席は、衛立を立て、学習とおやつの時間を過ごした。感染症発生時の対応を法人とともに定めている。
	(2) 事故やケガの防止と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	室内の家具等の転倒防止をし、安全点検は毎日行い、児童の動線は常に気を付けた。事故・ケガ発生時のフローを作成し、保護者と連絡を取り、迅速に対応することを定めている。
	(3) 防災及び防犯対策	○ 防災及び防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	毎月火災・地震対応の避難訓練を行った。どの場面でも対応できるフローがある。11月に引取り訓練、12月には碑文谷警察の方に来ていただき不審者対応について教えていただいた。1月には災害用伝言ダイヤルの試験体験を保護者にしていただく。
	(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	学童からの帰宅経路を確認した。地域安全パトロールの方に巡回していただいている。碑文谷警察と迅速に連絡ができる体制である。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
18 施設及び設備	(1) 施設	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	児童が安全安心に過ごせるように、室内のレイアウトを行い、季節の壁面を子どもたちと一緒に作成し、季節を感じられるように心がけた。体調の悪い時は、すぐに休めるようにベッドを用意している。近隣の公園も利用した。
	(2) 設備、備品等	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	子どもたちが「生活の場」として機能を満たすための手洗い場、トイレ、ロッカー、下駄箱、机、冷暖房機等を備えている。「遊び」に必要な設備・備品・玩具・素材を備えている。
19 職員体制	(1) 職員配置	○ 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	どの場面でも支援員は二人以上いるように配置している。
	(2) 育成支援の実施	○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援の単位ごとに安全安心に子どもたちが過ごせるように、見守り、育成にあたった。
	(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
	(4) 勤務時間	○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○ 適切な子ども数規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は、8:15~18:15(一部の学童保育クラブで8:00~19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項	○ 利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1) 運営主体の要件	○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2) 運営上の留意事項	○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点の項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	労働実態の把握を行っており、健康診断・予防接種を実施。労災保険に加入、支援員は、必要に応じて、厚生年金、雇用保険に加入している。
25 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○ 放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
	(2) 情報公開	○ 放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。